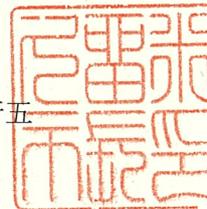


久留米市公告第 / 号

広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年1月4日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務
- (2) 履行場所：総合政策部広報戦略課
- (3) 業務内容：別紙「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」仕様書のとおり
- (4) 履行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日
※ 広報紙：令和6年5月1日号から令和7年4月1日号までの12号。各号5枠
※ 市ホームページ：令和6年4月1日令和7年3月31日まで。各月10枠
- (5) 予定価格：4,000,000円（税抜・年額）
- (6) 最低制限価格：(5)に同じ

2 入札参加資格

この入札に参加するものは、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 申請日前2年以内に、他の地方自治体における業務実績（広報紙の広告またはホームページ広告、その他これに類する広告の取扱業務の実績）を有しているか、本事業を円滑に執行できる業務経験を有する事業者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。

3 契約条項を示す場所

- 1 2 事務局に示す

4 入札参加条件の審査方法

入札参加を希望する者は、「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領を参照の上、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。なお、既に本市の入札参加有資格者名簿に登録がある場合でも、申請書類の提出を要する。

資格審査を受けていない場合や審査により不適合と判断された場合は、入札参加資格がないものとする。

（１）提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（第１号様式）
- ② 役員等調書及び照会承諾書（第２号様式）
- ③ 暴力団排除に基づく誓約書（第３号様式）
- ④ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- ⑤ 入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書
- ⑥ 委任状（支店等に参加手続きの委任を行う場合のみ）（第４号様式）
- ⑦ 参加資格に係る申立書（第５号様式）
- ⑧ 使用印鑑届（第６号様式）
- ⑨ 広告業務取扱実績調書（様式第７号）または広告業務調書（様式第８号）

（２）提出期限及び注意事項

令和６年１月１５日（月）１７時必着（期限厳守）

- ① 「一般書留」または「簡易書留」のいずれかで郵送または持参すること
- ② 封筒の表面に「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」と赤字で記載すること。
- ③ 期限までに提出がなかった場合は、本入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

（３）提出先

１２ 事務局に示す

（４）入札参加資格確認通知

入札参加資格確認・資料提供申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を令和６年１月３０日（火）に入札参加資格確認通知書を郵送し、通知する。

5 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに４（１）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

（１）提出書類

ア「入札書」（第１１号様式）

久留米市公式ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提出期限

令和6年2月8日(木) 17時必着

(3) 提出先(宛先)

12 事務局に示す

(4) 郵送方法

① 封筒表面に「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。なお、郵便入札以外の受理及び締切後の入札書の受理は一切認めない。

② 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札金額

入札書に記載する金額は、広報紙1号当たり広告5枠の3号分及びバナー広告10枠の3カ月分の暫定予算期間中の金額の合計金額とし、消費税及び地方消費税の課税業者・免税業者を問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

ただし、併せて、広報紙1号当たり広告5枠の12号分及びバナー広告10枠の1年間の金額の合計金額、消費税及び地方消費税の課税業者・免税業者を問わず、消費税抜きの金額も入札書に記載すること。

(6) 入札辞退

入札辞退は自由とする。ただし、必ず事前に連絡及び「入札辞退届」(第10号様式)を提出すること。

(7) 入札回数

入札回数は1回以内とする。

6 開札

(1) 日時: 令和6年2月9日(金) 10時

(2) 場所: 久留米市庁舎9階 レクチャールーム

(3) 立会: 入札者のうち立会い希望者(入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者)を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以上の範囲で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに「入札辞退届」(第10号様式)を届け出なければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和6年1月10日（水） 17時
- ② 受付場所：12 事務局に示す
- ③ 質問の提出方法：質問がある場合については「質問書」（第9号様式）を電子メールにて提出するものとする。また、電話にて到達を確認すること。電話での質問は受け付けない。
- ④ 質問に対する回答：令和6年1月12日（金）までに市ホームページにて公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和6年2月15日（木）までに契約締結の手続きを行うこと。

11 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守するとともに、「4 入札参加条件の審査方法」を充分承知した上で入札に参加すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

1 2 事務局

〒830—8520

福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市総合政策部広報戦略課

電話：0942—30—9119

FAX：0942—30—9702

Eメール：kouhou@city.kurume.lg.jp